

公 告

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8年 8月 10日

錦町長 森 本 完 一

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R8-1号	熊本県球磨郡錦町大字 一武別府2285番地1	21-77	山林	0.16	2026年8月17日～ 2032年3月31日	
	熊本県球磨郡錦町大字 一武別府2286番地1	21-80	山林	0.19	2026年8月17日～ 2032年3月31日	
計				0.35		

2 閲覧場所

錦町役場農林振興課、錦町のホームページ

3 本公告により、錦町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

4 経営管理権集積計画及び図面

別紙のとおり

以上